学校選択制について

1 新潟市の状況

臨時教育審議会第3次答申(昭和62年)

現行の通学区域制度は,義務教育においてその適正な規模の学校と教育内容を保障し,これにより教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行なわれてきた制度である

就学すべき学校について,事実上単なる機械的,硬直的な指定となり,選択の機会に対する配慮に欠ける状況がみられる。このことが学校教育の画一性,硬直性,閉鎖性と子どもの自主的精神・個性の伸長を妨げていることなどの一因になっていると考えられる。

保護者の希望を生かすために,当面,具体的には調整区域の設定の拡大, 学校指定の変更・区域外就学の一層の弾力的運用,親の意向の事前聴取・不服 申し立ての仕組みの整備など多様な方法を工夫すること。

(文部科学省ホームページ

「通学区域制度の弾力的運用について」の資料から抜粋)

(1) 学校選択制の方向

新潟市では,通学区域制度の弾力的な運用として「学区外就学制度」を設け,この中で一部の地域を対象に「地域的学区外就学」を認めているが,市全域を対象とした学校選択制については,新潟市としての方向を定めていない。

(2) 新潟市教育ビジョンの方向

新潟市は,教育の方向と在り方を示す新潟市教育ビジョンを策定し, *学・社・民の融合による人づくり,地域づくり,学校づくりを進めている。 (*学校教育と社会教育,地域課題の解決に取り組む団体など民間が一体となり教育活動すること。)

このため学校に地域教育コーディネーターの配置や地域活動の場の設置を進め,学校開放なども実施し開かれた学校づくりを進めている。地域では,子供たちの安全確保のためのセーフティスタッフなどのボランティア活動などが行なわれている。

(3) 地域における通学区域制度の効果

地域では,コミュニティ活動や文化・スポーツなどのさまざまな活動が,通 学区域に則った集団で行なわれていることが多い。

保護者の住所と就学校が結びついている通学区域制度は,こうした地縁的な活動に円滑に参加でき,地域の維持を平易に行なう基盤となっている。

(4) 個人的事情への対応

帰宅後の保護者がいないこと,疾病やいじめ,希望する部活動がないことなどの個人的な事情に対しては,現行の「学区外就学制度」で対応している。

(5) 学校再編にともなう対応

教育委員会が,具体的に地域で学校再編の協議を進める過程においては,協議中の校区の一部が,教育委員会の再編案と異なる学校を再編相手として希望する場合も予想される。

このような場合の選択肢として,希望する地域について「校区の分割」や「地域的学区外就学」で対応することも考えられる。